



リーガル コンパス

弁護士法人神戸シティ法律事務所
弁護士 福永 晃一
(兵庫県弁護士会所属)



第158回 無料求人広告サービスにご用心

1 昨今、生産年齢人口の減少等が原因で各業界では人手不足が深刻化しており、いかにして人材を確保するかが各企業の課題となっています。

そのような中で、求人広告サービス事業者から、電話で「無料で当社のサイトに求人広告を掲載しませんか」と勧誘があり、無料であればと契約をしたものの、後日、無料掲載期間が経過したとして多額の請求がなされるといった事案が発生しています。

事業者の場合、特定商取引法のクーリング・オフによる救済規定は適用されず（特定商取引法26条1項1号）、その他、消費者契約法など消費者保護のための法律も適用されません（消費者契約法2条1項）。

そこで、以下では、このような被害に遭わないために、典型的な手口と被害に遭った時の対処法及び被害に遭わないための予防法についてご紹介します。

2 典型的な手口

求人広告サービス事業者は、「無料」を強調して勧誘を行い、「今だけのキャンペーン」といった言葉で、契約内容を確認する時間を与えずに利用者に契約申し込みをさせます。

さらに、契約の際に、無料期間が過ぎると自動的に有料契約に移行することを告げなかったり、有料掲載への移行前に連絡をすると説明しておきながら実際には連絡をしなかったり、有料掲載への移行前に解約用の書面を送ると説明しておきながら実際には解約用の書面が送られなかったりします。

その結果、無料期間終了後に請求が来てから利用者が解約を試みようとしても、事業者は「契約書に定められている解約可能期間を過ぎている」といって解約を断り、利用者に料金を支払わせようとします。

3 被害に遭った場合の対処法

求人広告サービス事業者から広告料金の請求が届いた場合、当該事業者の具体的な勧誘方法等の問題点を指摘して、錯誤に基づく契約の取消し（民法95条）、詐欺に基づく契約の取消し（民法96条）、公序良俗違反による契約無効（民法90条）等をもって対抗することとなります。

また、これらを理由に請求には応じないということの内容証明郵便により通知するのが望ましいです。被害者が争わずに支払うことを期待してこのような請求をしている事業者も多く、上記主張を基に支払拒絶の意思表示を行うことにより、事業者からの請求が止まるケースもあります。他方、事業者からの請求を放置していると、契約が更に更新されて請求額が増加したり、訴訟提起されたりするリスクが高まります。したがって、早期に支払いに応じないことの意味表示を書面により明示すべきです。

そして、勧誘時のメールや電話の録音、締結した契約書など、事業者の勧誘態様の問題性を証明するための証拠を集めておけば、仮に法的紛争となった場合でも、当方の主張を裏付ける重要な役割を果たします。

4 被害に遭わないための予防法

こうした被害を防ぐためには、「無料」という言葉に惑わされず、契約を締結する前に、広告料金や掲載期間、無料掲載期間終了後の料金、解約方法等を明確に確認し、当方にとって不利な条項が含まれていないかどうか精査した上で契約を行う必要があります。

契約書には難解な表現も多く、内容が妥当かどうか直ちに判断がつかないものも少なくありません。そういった場合には、是非弁護士などの法律家にご相談ください。